

発議第5号

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項、及び志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年9月26日提出

志摩市議会議長 金子研世 様

提出者 志摩市議会教育厚生常任委員会
委員長 松井研



令和4年 9月26日 可決

「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書

家庭の経済格差が子どもの学力格差・教育格差を生むことのないように、子どもたちの就学を支援するため、今後も就学援助事業・奨学金事業等を推進する必要があります。このことは「志摩市教育推進計画〔第2期〕」の現状と課題に述べられています。さらに、同計画「(1)人権教育の推進」においては「近年、保護者の経済的な貧困や生活経験の弱さが子どもの育ちに大きく影響しています。これらの影響が子どもの自己肯定感や学習意欲の低下、家庭での学習習慣の未定着として現れており、重要な教育課題になっています」との捉えがあり、子どもの貧困対策に係る公的な支援がきわめて重要であるといえます。

志摩市では、令和3年4月から、市内の公立中学生にかかる学校給食費の無償化を段階的にすすめて、子育て世帯の経済的負担の軽減を図っていただいています。新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減や失業による生活困窮等、経済的危機に直面している家庭が増えるなか、県内自治体初のとりくみをすすめていただいていることに感謝しています。しかしながら、志摩市において、平成30年度から今年度まで就学援助を受けている児童生徒の割合は、小学校は15.7%→16.28%→14.34%→14.64%→14.16%、中学校が19.5%→19.71%→17.82%→17.5%→16.41%と高い数値で推移しており、今年度においても、小学生の約7人に1人、中学生の約6人に1人の割合で就学援助費の支給が必要となっています。志摩市の一般財源も厳しい状況の中、就学援助費における入学準備金が満額保障されているわけではなく、国庫補助率の引き上げなどの制度の拡充が求められています。

また、志摩市には水産高校に漁業専攻科・機関専攻科が設置されています。地域の子どもたちが現行の修学支援制度を活用して専攻科に通おうとすると、授業料に係る国庫負担が所要額の2分の1、授業料以外の教育費に係る国庫負担が所要額の3分の1という補助になります。しかし、高校生を対象とした授業料の支援である就学支援制度では全額が国庫負担であることを考えると、専攻科生徒への修学支援についても、事務費を含めた所要経費の全額を国庫負担すべきと考えます。また、水産高校専攻科生の進路には水産総合研究センターや三重県水産研究所などがあり、豊かな志摩の海を守る人材育成の観点からも、本市において必要な支援であると考えます。

よって、本市議会は、このような状況を十分に認識していただき、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年 月 日

志摩市議会議員 金子 研世

衆議院議長	細田 博之	様
参議院議長	尾辻 秀久	様
内閣総理大臣	岸田 文雄	様
総務大臣	寺田 稔	様
財務大臣	鈴木 俊一	様
文部科学大臣	永岡 桂子	様